



《会計・税務の知識》 ペイオフ発動！

日本振興銀行の破綻によりペイオフが発動されました。平成14年のペイオフ解禁時には、投資の自己責任について声高に叫ばれていましたが、現実味は乏しかったように思います。しかし、今回、リスク管理の重要性がクローズアップされました。ペイオフ発動を目の当たりにし、すぐに投資商品分散等で対処された方も多かったと思います。今回はペイオフに絡む論点について取り上げてみます。

1. ペイオフ制度

1 金融機関につき、1 預金者あたり当座預金等の決済用預金及び1人あたり1000万円の元本と利息は預金保険機構により保護されます。外貨預金や元本補填契約のない金銭信託等は預金保険の対象外です。なお、預金保険制度の対象となる金融機関も日本国内に本店のある銀行、信用金庫、信用組合等に限定されており、600社弱程度です(参考：日本金融通信社 業態別機関数)。

なお、預金保険制度の対象となる預金等とそれ以外の預金等を有している場合や、預金等が預金保険で保護される限度を超える場合は、借入金等債務相殺の順序で有利・不利が生じるので留意が必要です。

2. 個人の税務

(1) 雑損控除

雑損控除は、震災や火災、盗難等で、資産について損害を受けた場合には、一定の金額の所得控除を受けることができるものです。しかしながら、損害の原因は限定されており、ペイオフについては、雑損控除は受けられないと考えられます。

(2) 資産損失

事業所得や山林所得、雑所得等を生じる資産に関する損失の必要経費算入は、規定されています。しかしながら、利子所得の基因となる資産の損失については言及されていません。よって、定期預金等について返還が不能になったとしても、資産損失として必要経費に算入することは認められません。

現状の税制では、個人において定期預金等に関するペイオフ発動による損失は認められません¹(脚注参照)。

¹平成23年2月7日の預金保険機構からの照会に対する国税庁の回答によって、**事業用預金等**については、事業所得等の必要経費に算入することができます。

- ・民事再生法における再生手続開始の申立が行われた場合には、事業用預金等の50%の貸倒引当が認められます。
- ・概算払率が決定した場合には、対象預金から概算払額(概算払見込額)を控除した金額の貸倒引当が認められます。
- ・再生計画認可の決定が行われた場合には、事業用預金等の金額から弁済を受ける金額を控除した金額の貸倒損失が認められます。
- ・精算払いを受けた場合には、支払を受けた年の事業所得等の収入金額に算入します。

3. 法人の税務

法人については、返還されない預金については損金に計上できません。しかし、損金の算入時期については、留意する必要があります。

まず、返還金額は、破綻金融機関の財産の状況に応じて、決定されます。しかし、民事再生手続等による配当弁済には相当の時間がかかることから、預金保険機構から破産手続下で見込まれる配当率を考慮して決定した率(概算払率)によって、預金者から定期預金等を買取ります。なお、最終的に配当等が買取価格を上回る場合には、追加的な支払(精算払)も実施されます。

法人税法上、預金者に法的整理の事実がなければ、預貯金の評価損は認められません(法法33)。次に、貸倒引当金ですが、通常、金銭債権等は、民事再生や会社更生手続開始の申立てがあれば実質債権額の50%の貸倒引当金の計上が認められます。預貯金も金銭債権等に含まれますので、個別評価による貸倒引当金の損金算入が認められることとなります²(脚注参照)。さらに、更生計画認可の決定時又は再生計画認可の決定時に、切り捨てられることとなった金額全額について貸倒損失が計上されます。

4. アメリカの預金保護制度

何かと比較されるアメリカでは、2008年に金融危機対策の一環として、1金融機関あたり預金保護限度額を10万ドルから25万ドルに引き上げる措置をとっています。さらに、単独の名義だけではなく、共同名義の口座も保有していればさらに各25万ドル、退職者の個人年金口座で25万ドル追加保護する等、日本よりも預金保護は進んでいます。しかしながら、FDIC(連邦預金保険公社)によれば、アメリカの2009年銀行破綻件数は140件、2010年は9月17日現在すでに125件と、金融危機は深刻であり、日本よりもさらに投資家のリスク管理は重要であるといえるでしょう。

参考URL：<http://www.fdic.gov>

5. おわりに

個人の金融一体課税議論の中で、貯蓄から投資への要請からも、ペイオフによる損失は、金融一体課税の対象から外し、他の金融所得からは控除できないとすることが適当とされてきました。しかしながら、預金もリスクのある金融商品であることが明確化した今、金融一体課税を導入する場合には、各投資家の自己責任の厳格化とともに、より自由度の高い資産ポートフォリオの構築のためにも、ペイオフ損失を金融一体課税の対象として認めることが必要と考えます。(担当：山口美幸)

²法人の税務については、脚注1の個人とほぼ同様に取り扱われ、概算払率が決定した場合には、対象預金から概算払額(概算払見込額)を控除した金額の貸倒引当が認められます。